

研修計画承認申請書

令和3年 月 日

和歌山県知事 様

[申請者] 住所：
氏名：
電話番号：
生年月日：昭和・平成 年 月 日（ 歳）
メールアドレス：

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第4の規定に基づき、別紙のとおり研修計画の承認を申請します。

なお、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の12の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることについて同意します。

また、新規就農者確保加速化対策実施要綱、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、新規就農者確保加速化対策実施要綱、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定に基づき、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

(別紙)

研修計画

[申請者]

住 所：
氏 名：

(歳)

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部) <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 親元就農※4 (<input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の(共同)経営 経営継承(法人の場合は経営者となる) 予定時期 年 月)		
経営面積・飼養頭羽数※5	a・頭・羽 (合計)	農業所得目標※5	万円/年
経営内容※5	作目： (a) 作目： (a) (その他：)		

※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

※4 親族の経営する農業経営体に就農する者の場合

※5 就農5年後の目標を記入する(雇用就農又は親元就農の場合は記入不要)。

独立・自営就農では就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けることが要件となっていることから、経営面積、農業所得目標、経営内容が和歌山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針又は就農希望地の市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を考慮したものであること。

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

4 計画を達成するための研修※6

① 研修内容等

認定研修機関 の名称		所在地	
専攻・ 営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修内容			

※6 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付対象となる研修期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 その他

就業に向けた課題の状況（29歳以下の申請者のみ記入）※7

※県記入欄

就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面していると認める。

（可 否）

【所見】

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国・県の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付金事業を含む。）及び令和元年度補正予算で措置された就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けていた <input type="checkbox"/> 交付を受けていない
傷害保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付対象となる研修期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円

生活費確保の観点から資金を必要とする理由（前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合のみ記入）

※ 県記入欄

生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ 有 無）

【 所 見 】

※7 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にあるなど就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している状況を記載。

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 連帯保証人*9

私は、申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

住所 氏名	印
住所 氏名	印

* 9 研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

- 別添 1：先進農家・トレーニングファーム・協議会等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。県教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。
- 別添 2：連帯保証人調書
- 別添 3：履歴書
- 別添 4：離職票の原本、雇用保険受給資格者証又は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書など雇用保険の加入の有無・加入期間を証明できるもの
- 別添 4－2：健康保険証の写し
- 別添 5：農業研修に関する確認書（先進農家・トレーニングファーム・協議会等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。）
- 別添 6：県税に未納がないことを証する証明書
- 別添 7：連帯保証人の印鑑証明書
- 別添 8：連帯保証人の所得証明書（所得金額が資金の額を超えるもの）
- 別添 9：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付対象となる研修期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容が

わかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添 1 0：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情を説明する書類を提出すること。）

別添 1 1：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）

別添 1 2：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修実施計画

1. 研修内容

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

2. 習得する技術

-
-
-
-

上記の研修内容で研修を実施します。

年 月 日

(研修先名称)

代表者氏名

研修責任者氏名 (代表者と同一の場合は記載不要)

(住所)

(電話番号)

和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業連帯保証人調書

年 月 日

1. 和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業申請者及び保証内容

申請者氏名	印
-------	---

交付（予定）金額	千円
交付対象となる 研修（予定）期間	年 カ月
研修終了後の 要就農期間	年 カ月

※研修終了後の要就農期間には、交付対象となる研修（予定）期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間を記載

2. 連帯保証人

申請者の連帯保証人として、上記の補償内容について承知しました。

氏 名	印
住 所	〒 ー 電話番号 ()

※ 連帯保証人(事業実施年度以降も同程度の所得が見込まれる者に限る。)を必ず1名以上立てること。

※ 連帯保証人は、自署して実印を押印すること。

※ 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書(所得が資金の額を超えるもの)添付のこと。

資金返還要件及び連帯保証人内容確認書

1 資金返還の要件について（和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱第22を要約）
次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(1) 一部返還

ア 交付対象者の要件を満たさなくなった場合、研修を途中で中止若しくは休止した場合又は国及び県が実施する報告の徴収若しくは立ち入り調査に協力しない場合で、これらに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む）の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 適切な研修を行っていないと知事が判断した場合。

イ 研修（継続研修を含む）終了後（研修中止後を含む）1年以内に、原則49歳以下で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし就農遅延届を提出し、研修終了から1年経過後原則1年以内に就農した場合を除く。

ウ 親元就農をした者が、就農後5年以内に親の農業経営を継承しなかった場合、又は親の農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（共同経営者を含む）にならなかった場合。

エ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

オ 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、就農中断届を提出し、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

カ 交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告を行わなかった場合。

キ 虚偽の申請等を行った場合。

ク 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等、同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者までの者に該当する場合。

2 連帯保証人について

連帯保証人とは、民法第454条及び第458条の規定により、債務者（交付対象者）と連帯して債務を負う保証人のことです。「債務者と連帯して債務を負う」とは、債務者と全く同じ法律上の責任を負っているということで、このような保証人のことを「連帯保証人」といいます。

連帯保証人は、保証人が有している「催告の抗弁権（民法第452条）」、「検索の抗弁権（民法第453条）」及び「分別の利益（民法第456条）」を有しません。これにより、連帯保証人は、債権者（和歌山県）から債務の全額について返済を求められたときに、先に債務者に請求するよう求めることはできず、債務者の財産があることを証明しても、債務を返済する義務を免れることはできません。また、他に保証人がいたとしても、債務者が負う債務の金額を返済する義務を負っていることとなります。

このため、債権者は、債務者がその債務を履行しなかったときには、ただちに連帯保証人にも請求を行い、場合によっては財産の状況を調査して訴訟などの手続をとることもあります。

また、連帯保証人が複数いても、債権者は、それぞれの連帯保証人に債務の全額の返済を求めることができるものであり、連帯保証人同士が話し合い、分担して返済するということはできません。

写真

別添3

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電 話 番 号
氏 名		昭和・平成 年 月 日	歳		

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)				
					年	月	免許・資格

農業研修に関する確認書（例）

農地所有適格法人A（以下、甲という）と研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) 上の(1)から(4)までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修受入先の責務）

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

- (1) 研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- (2) 研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

〔第〇条（研修謝金）
乙は甲に月額〇万円を支払う。〕

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲
(住 所)
(研修先)
(氏 名)

乙
(住 所)
(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

確約書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所：
[申請者] 氏名：
(生年月日：昭和・平成 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、和歌山県就職氷河期世代の新規就農促進事業実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は所在地も)	

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

研修計画申請書類 確認表(就職氷河期世代の新規就農促進事業)

申請者氏名		確認者 所属 職・氏名	
	確認事項	申請者 確認欄	提出先 確認欄
要件	1 研修計画承認申請時の年齢が原則 30 歳以上で、かつ就農予定時の年齢が原則 49 歳以下である (29 歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者を含む)		
	2 県が認める研修先である		
	3 研修期間が概ね 1 年以上かつ概ね年間 1,200 時間以上である		
	4 常勤の雇用契約を結んでいない		
	5 生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業と重複受給していない		
	6 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下である (600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情がある者を含む)		
その他	7 資金を返還する事項があることを認識している		
	8 (親元就農の場合) 確約書提出後は確約内容の変更ができないことを理解している		
	9 申請者の名義で農産物の出荷をしたことがない		
書類	10 研修計画承認申請書		
	11 研修計画		
	12 研修実施計画		
	13 連帯保証人調書(連帯保証人の自署、実印押印)		
	14 履歴書 空白期間が無い		
	15 離職票の原本等、雇用保険の加入の有無・加入期間を証明できるもの		
	16 健康保険証の写し		
	17 農業研修に関する確認書(先進農家等で研修する場合)		
	18 県税に未納額がないことを証する証明書		
	19 連帯保証人の印鑑証明書		
	20 連帯保証人の所得証明書(所得金額が資金の額を超えるもの)		
	21 研修中の事故による怪我等に備えた傷害保険証書の写し		
	22 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)		
	23 確約書(親元就農する予定の場合)		
24 運転免許証、パスポート等身分を証明する書類			

※申請者は、各項目を確認の上、申請者確認欄にチェックを入れて、申請書類とともに研修地を管轄する振興局の農業水産振興課(県の研修機関で研修する場合は研修先)へ提出して下さい。

※農業水産振興課、研修機関は、各項目について確認の上、提出先確認欄にチェックを入れて下さい。No.1~9については、申請者が書類を持参した場合は、口頭でも確認して下さい。